

大和市告示第50号

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月29日

大和市長 大木 哲

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

大和市放課後児童クラブ運営費補助金交付要綱（平成27年大和市告示第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「国基準」を「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「国基準」という。）」に改め、同条第2号中「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「」及び「」という。）」を削り、同条第4号を同条第5号とし、同条第3号中「大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第62号。以下「」及び「」という。）」を削り、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

(3) 放課後児童支援員 大和市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成26年大和市規則第62号。以下「基準規則」という。）第7条第1項の規定により設置する者をいう。

第3条第1項中「補助金の交付対象となる事業」を「補助事業」に改め、同項第2号中「翌年の」を「翌年」に改め、「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第7条中「補助金の交付を受けた事業者（以下「」及び「」という。）」を削る。

別表第1に次のように加える。

放課後児童支援員の処遇改善に必要な経費	放課後児童支援員の配置	対象職員1人当たり 124,000円
	概ね経験年数5年以上の放課後児童支援員であって、市長が別に定める研修を受講した者の配置	対象職員1人当たり 248,000円
	概ね経験年数10年以上の放課後児童支援員（市長が別に定める研修を受講した者に限	対象職員1人当たり 372,000円

る。)であって、マネジメン トを行う立場にある者の配置

別表第1備考に次の2項を加える。

- 4 放課後児童支援員の処遇改善に必要な経費に係る1支援の単位当たりの補助金額（以下「処遇改善補助金額」という。）は、この表に掲げる区分ごとに算定した額を合算した額とし、868,000円を上限とする。
- 5 処遇改善補助金額は、事業を実施した月（1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。）が12月に満たない場合には、この表に掲げる区分ごとに事業を実施した月数を基に月割りで計算した額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。